

問 I - 1 - ⑧（新規財団法人）

新たに一般財団法人を作るときの設立者は何人であればいいのでしょうか。

答

1 1人以上であれば何人でもかまいません。

設立者が2人以上いる場合には、その全員で定款を作成し、署名することになります（記名押印も可）。

2 財産の拠出をしないで設立者となることはできないため、設立者が複数いる場合には、必ずその全員が財産の拠出をする必要があります（一般社団・財団法人法第153条第1項第5号、第157条第1項参照）。

3 なお、遺言による設立（一般社団・財団法人法第152条第2項）については、複数人が共同ですることとはできないと考えられます。

（参照条文）

一般社団・財団法人法第152条 一般財団法人を設立するには、設立者（設立者が2人以上あるときは、その全員）が定款を作成し、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

2 設立者は、遺言で、次条第1項各号に掲げる事項及び第154条に規定する事項を定めて一般財団法人を設立する意思を表示することができる。この場合においては、遺言執行者は、当該遺言の効力が生じた後、遅滞なく、当該遺言で定めた事項を記載した定款を作成し、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

一般社団・財団法人法第153条 一般財団法人の定款には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一～四 （略）

五 設立に際して設立者（設立者が2人以上あるときは、各設立者）が拠出をする財産及びその価額

六～十 （略）

一般社団・財団法人法第157条 設立者（第152条第2項の場合にあつては、遺言執行者。以下この条、第161条第2項、第166条から第168条まで、第200条第2項、第319条第3項及び第七章において同じ。）は、第155条の公証人の認証の後遅滞なく、第153条第1項第5号に規定する拠出に係る金銭の全額を払い込み、又は同号に規定する拠出に係る金銭以外の財産の全部を給付しなければならない。ただし、設立者が定めたとき（設立者が二人以上あるときは、その全員の同意があるとき）は、登記、登録その他権利の設定又は

移転を第三者に対抗するために必要な行為は、一般財団法人の成立後にすることを妨げない。